

第 56 回佐賀県防災会議資料

- ① 災害復旧事業で果たす財務局の役割
- ② 災害復旧費予算をめぐる不正事件に関する質問に対する答弁書
- ③ 2020 年 7 月豪雨佐賀県内災害復旧費 55 億円（出典：佐賀新聞）
- ④ 2019 年佐賀県内災害復旧費最高に（出典：佐賀新聞）
- ⑤ 災害時における国有財産関係の対応（国有財産の無償貸付等）

令和 3 年 3 月 24 日
財務省 福岡財務支局 佐賀財務事務所

特 集

豪雨や地震などでの被災に迅速に対応 災害復旧事業で果たす 財務局の役割

自然災害で道路や河川などの公共土木施設、農地・農業用施設等が被災した場合には、費用の一部を国が負担する制度があるが、1日でも早く復旧を目指すためには、迅速な費用査定が必要になる。そこで財務局は現地に係官を派遣し、主務省庁、被災を受けた自治体とともに現地査定立会を行っている。災害復旧事業で果たしている財務局の役割についてレポートする。

取材・文 向山勇



早期復旧で民生の安定と被害の増大等を防止

自然災害による公共的な施設の被災は 国が復旧費用の一部を負担



暴風、洪水、高潮、その他の 異常な天然現象が対象

近年、自然災害による被害が増加している。平成30年は7月の豪雨等により浸水被害や土砂災害が発生したほか、北海道胆振東部地震をはじめとする震度5弱以上の地震が10回発生、口永良部島の噴火などもあり、全国各地で災害が発生した。

地震や台風、豪雨等の自然災害によって道路や河川、学校等の公共的な施設、農地・農業用施設等が被害を受けたときには、被災した施設等の管理者である地方公共団体等が復旧を行うこととなる。しかし、費用負担が莫大になることも少なくないことから、一定の要件を満たす復旧事業については、国がその経費（災害復旧事業費）の一部を負担もしくは補助する制度がある。

その際、少しでも早く復旧をして、生活の安定が取り戻せるよう、現地に向いて災害の状況や国が負担する事業費の調査を行っている。これを災害復旧事業の査定立会という（P6参照）。

災害復旧事業費の対象となるのは、暴風、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害で、一般的な火災や人災等、人為的な災害は対象とならない。

また、災害復旧には、原形復旧と改良復旧がある。原形復旧は異常な天然現象によって被災した施設を原形に復旧するもので、原則、被災する前と同じ状態に戻すもの。これが災害復旧事業となる。一方で改良復旧は災害復旧事業に加えて再度災害の防止のために行うもの。これには災害関連事業、災害復旧助成事業（河川、海岸）などがある。

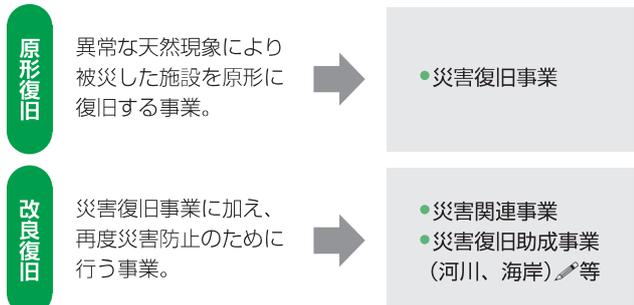
災害復旧制度における災害とは



これらの異常な天然現象による災害

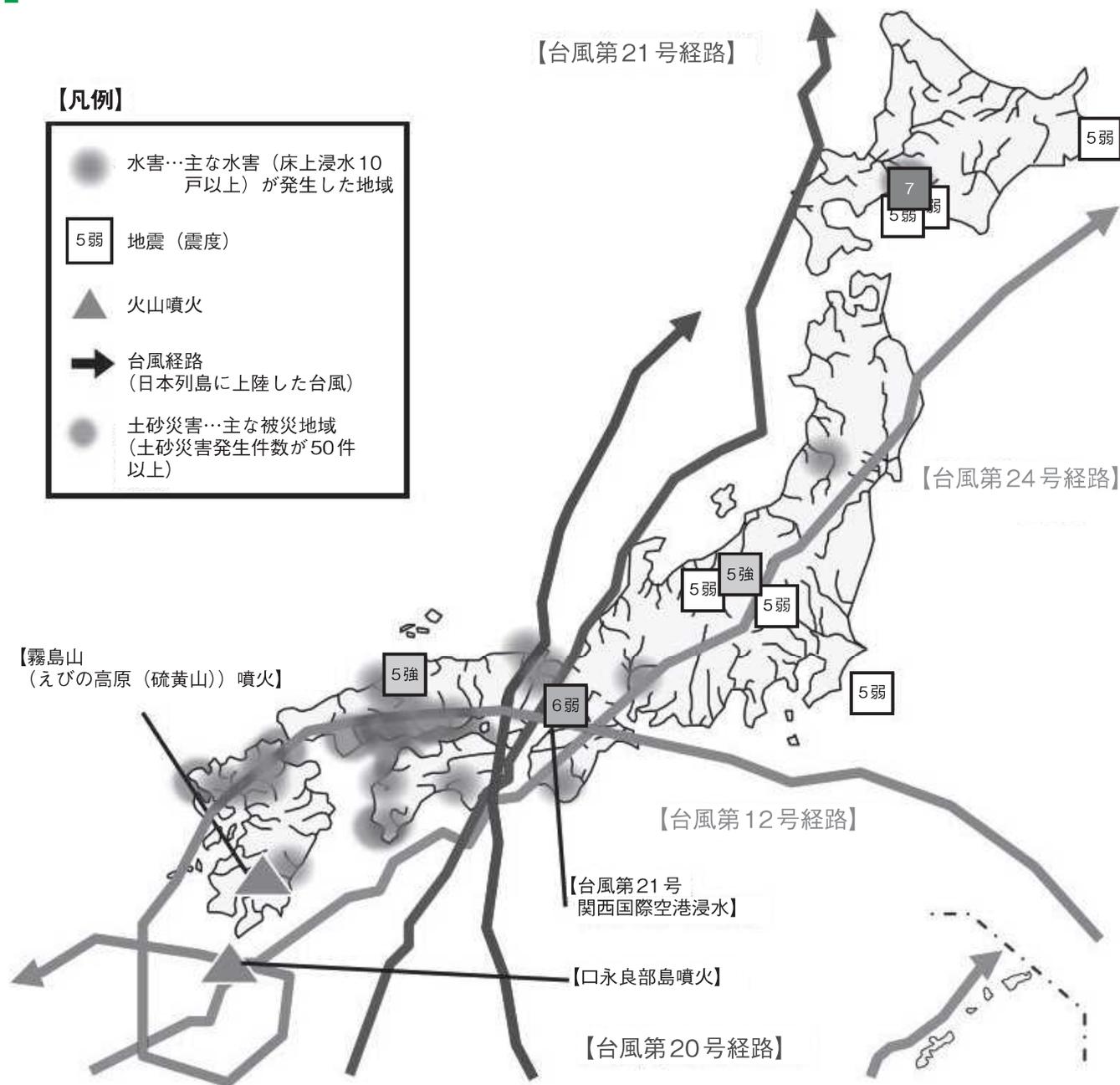
※豪雪・落雷・突風・噴火・津波・地すべり等

災害復旧とは



災害復旧事業の対象となる災害

| 種類 | 状態 |
|-----|---|
| 降雨 | 最大24時間雨量が80.0mm以上・ 時間雨量が20.0mm以上 |
| 洪水 | 警戒水位以上・河岸高の2分の1以上 |
| 暴風 | 最大風速（10分間の平均風速の最大）が15.0m/s以上 |
| 干害 | 連続干天日数（日雨量が5.0mm未満）が20日以上 |
| その他 | 高潮・津波・噴火・融雪・地すべり、地震、 落雷、凍上 他自然災害に起因する事象 |



平成30年は7月豪雨等により浸水被害や土砂災害が発生

では実際にどの程度の災害が発生しているのか。平成30年の災害の発生状況を見てみよう。

平成30年7月には台風第7号及び前線等による大雨（平成30年7月豪雨等）により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川のはん濫、がけ崩れ等

が発生した。

これにより、死者237名、行方不明者8名、家屋の全半壊等2万2,214棟、家屋浸水2万8,510棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生した*2。

避難指示（緊急）は最大で91万5,849世帯・200万7,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は98万5,555世帯・230万4,296名にも上った*3。また、断水が最大26万3,593戸発生するなど、ライフライ

*1 国土交通省「平成30年の災害と対応」

*2 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況（第59報）」（平成31年1月9日（水）16時00分）

*3 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について」（平成30年7月8日（日）6時00分）

主な地震（震度5弱以上発生地域）

| 発生月 | 地震 | 最大発生震度 |
|-----|-----------------|--------|
| 3月 | 西表島付近を震源とする地震 | 5弱 |
| 4月 | 島根県西部を震源とする地震 | 5強 |
| 4月 | 根室半島南東沖を震源とする地震 | 5弱 |
| 5月 | 長野県北部を震源とする地震 | 5弱 |
| 5月 | 長野県北部を震源とする地震 | 5強 |
| 6月 | 群馬県南部を震源とする地震 | 5弱 |
| 6月 | 大阪府北部を震源とする地震 | 6弱 |
| 7月 | 千葉県東方沖を震源とする地震 | 5弱 |
| 9月 | 平成30年北海道胆振東部地震 | 7 |
| 9月 | 平成30年北海道胆振東部地震 | 5弱 |
| 10月 | 平成30年北海道胆振東部地震 | 5弱 |

主な水害（床上浸水10戸以上発生）

| 発生月 | 水害 | 主な被災地域 |
|------|------------|---|
| 5月 | 5月18日からの大雨 | 秋田県 |
| 6・7月 | 平成30年7月豪雨 | 岐阜県、京都府、兵庫県、 島根県、岡山県、広島県、 愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県 |
| 8月 | 8月5日からの大雨 | 山形県 |
| 8月 | 第20号 | 和歌山県 |
| 8・9月 | 8月31日からの大雨 | 山形県、石川県 |
| 10月 | 台風第24号 | 京都府、宮崎県 |

ンにも甚大な被害が発生した*4。

9月4日には台風第21号が、非常に強い勢力で徳島県に上陸した後、速度を上げながら近畿地方を縦断した。この台風の接近・通過に伴って、四国や近畿地方は猛烈な風と雨に見舞われたほか、観測記録を更新する記録的な高潮となったところもあった*5。結果、死者14名、重傷者46名、軽傷者897名、家屋の全半壊等5万298棟、家屋浸水571棟の被害が発生してい

主な土砂災害（土砂災害発生件数が50件以上）

| 発生月 | 事象名 | 主な被災地域 |
|-----|----------------|---|
| 7月 | 平成30年7月豪雨 | 兵庫県、岡山県、広島県、 山口県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、長崎県 |
| 9月 | 平成30年北海道胆振東部地震 | 北海道 |

過去の最高潮位を超える値を観測

| 発生月 | 事象名 | 主な地域 |
|-------|--------|-----------------------|
| 9月 | 台風第21号 | 大阪府、兵庫県、和歌山県、 徳島県 |
| 9・10月 | 台風第24号 | 静岡県、三重県、和歌山県、 鹿児島県 |

噴火警戒レベル（3以上）の引上げ

| 発生月 | 事象名 | 主な地域 |
|-----|-----------------|------------------------------------|
| 1月 | 草津白根山（本白根山） | 1月23日 噴火レベル1→3 3月16日 噴火レベル3→2 |
| 4月 | 霧島山（えびの高原（硫黄山）） | 4月19日噴火警戒レベル2→3 5月1日噴火警戒レベル3→2 |
| 8月 | 口永良部島 | 8月15日噴火警戒レベル2→4 8月29日噴火警戒レベル4→3 |

〈参考〉噴火警戒レベル

| レベル | 規制 |
|----------|-------------|
| 噴火警戒レベル1 | 活火山であることに留意 |
| 噴火警戒レベル2 | 火口周辺規制 |
| 噴火警戒レベル3 | 入山規制 |
| 噴火警戒レベル4 | 避難準備 |
| 噴火警戒レベル5 | 避難 |

る*5。また、関西国際空港では、滑走路等で浸水被害が発生した。

9月6日には、北海道胆振地方中東部の深さ約35kmでマグニチュード6.7の地震が発生した*6。この地震により胆振地方で最大震度7を観測。死者42名、重軽傷者762名、家屋の全半壊等14,632棟の被害が発生している*7。

*4. 非常災害対策本部「平成30年7月豪雨による被害状況等について」（平成30年10月9日（火）17時00分）

*5. 内閣府「平成30年台風第21号に係る被害状況等について」（平成30年10月2日17時00分）

*6. 気象庁「平成30年北海道胆振東部地震の評価」（平成30年9月6日）

*7. 消防庁「平成30年北海道胆振東部地震による被害及び消防機関等の対応状況（第34報）」（平成31年1月28日（月）14時30分）

平成30年災では5万767件の災害査定立会を実施

財務局は財政を所管する財務省の立場から係官を災害現地に派遣



立会官は災害査定官とともに現地で災害復旧事業費を決定

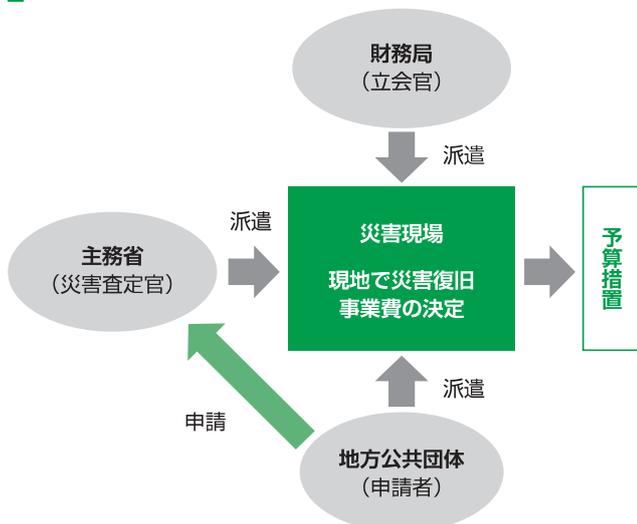
災害復旧事業の査定立会はどのように行われるのか。被災した施設等の管理者（地方公共団体等）はまず、被災箇所の復旧事業計画を策定し、施設を所管する主務大臣（農林水産省、国土交通省等）に対して、災害復旧事業費を申請する。

申請を受けた主務省は、災害現地に係官（災害査定官）を派遣し、災害復旧事業費の査定を行う。災害現地では、申請した地方公共団体等が申請内容について説明を行う。

一方財務局は、財政を所管する財務省の立場から係官（立会官）を災害現地に派遣。立会官は、災害の状況や災害復旧事業費の調査を行い、災害査定官とともに現地で国庫負担・補助の対象となる災害復旧事業費を決定する。

関係者が現地に集合し、その場で災害復旧事業費を決定することで、より迅速な災害復旧が可能になる。

災害復旧事業費の査定立会とは



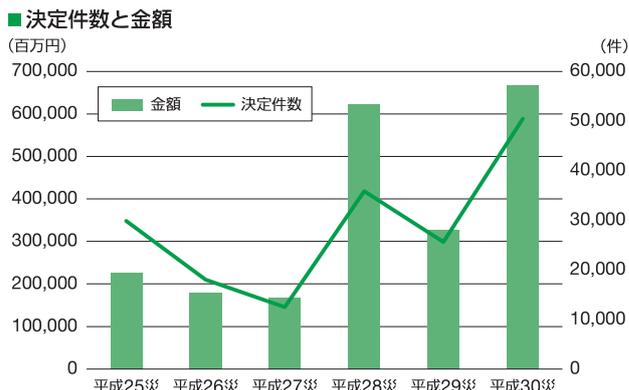
災害査定立会制度は、昭和26年のルース台風による災害復旧事業費の査定に際し創設（昭和26年10月16日閣議決定）され、その後、今日に至っている。

実は、災害査定立会制度ができた背景には、昭和25年9月に発生したジェーン台風の被災で起きたいわゆる天狗橋事件があると言われている。消防白書によると、ジェーン台風の被害は9月3～4日の2日間で死者398名、行方不明者141名、負傷者2万6,062名、住家全壊1万9,131棟、半壊10万1,792棟、床上浸水9万3,116棟、床下浸水30万8,960棟に達した。

このとき台風による被災を装い、災害復旧事業として、石川県手取川に架かる木造つり橋「天狗橋」を、鉄骨の永久橋に架け替えようとしたものであり、これを契機として、査定の厳正公正を期するために災害査定立会制度が創設された。

近年の自然災害の増加に合わせて災害査定立会の件数も急増している。平成27年災（1～12月）に実施された災害査定立会は1万2,482件でそのうち1万2,468件が決定を受け、災害復旧等事業費は1,672億3,300万円だった。ところが平成30年災では、5万767件の災害査定立会が行われうち5万460件が決定、災害復旧等事業費は6,663億1,500万円に上った。

災害復旧等事業費査定立会結果の推移



災害査定立会件数の増加に対応するため、財務局では局内の応援や他の財務局からの応援、さらには本省からの応援を得て乗り切っている。たとえば、中国財務局では、平成30年12月に156件の災害査定立会を行ったが、災害査定立会の担当部署である主計部門の係官だけでは対応できないため、局内から延べ52人、他の財務局から同42人、本省から同4人の応援を受けた。

増加する自然災害に対応して 体制面の整備を進める

制度面の整備として平成29年2月には「大規模災害時における災害復旧事業査定方針」を策定（農林水産省通知、国土交通省通知）、大規模災害時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する災害査定効率化に関する事前ルール化の運用を開始している。さらに同12月には「激甚災害指定の早期化に

向けた運用の改善について」（12月21日中央防災会議決定）を受けて被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速1週間程度で「激甚災害指定見込み」の公表をすることになった。

一方、体制面の整備では平成29年から大規模災害査定方針の自治体等への周知を目的に「大規模災害査定方針キャラバン」を実施している。財務省・農水省・国交省が合同で実施しており、平成29年には参加者852名、平成30年には同1,023名を得ている。

また、大規模災害時に備え、各財務局等で平成30年3月に「立会官確保計画」を策定。30年4月から3年間で応援可能者を増やすため、災害査定立会の担当部署である主計部門以外の職員にも災害査定立会の経験や習得・研修等を実施している。

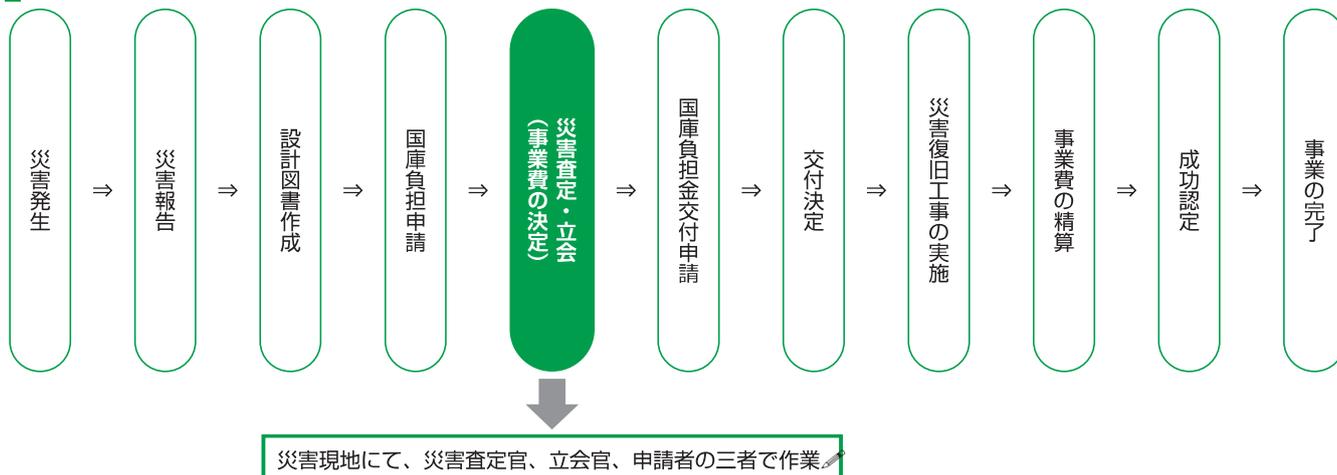
「大規模災害査定方針キャラバン」並びに「立会官確保計画」の着実な実施等のため、令和元年度は財務局等において17名の定員を確保し体制を整備している。

平成30年災における中国財務局に対する応援体制

| 平成30年12月 | 立会班数 | 応援の内訳（班数） | | | |
|---------------|------|-----------|-------|-------|------|
| | | 主計部門 | 局内応援等 | 他局応援 | 本省応援 |
| 第2週（12/ 3～ 7） | 47 | 18 | 11 | 16 | 2 |
| 第3週（12/10～14） | 40 | 11 | 10 | 17 | 2 |
| 第4週（12/17～22） | 44 | 13 | 22 | 9 | — |
| 第5週（12/25～28） | 25 | 16 | 9 | — | — |
| 12月合計 | 156 | 58 | 52 | 42 | 4 |
| 割合 | 100% | 37.2% | 33.3% | 26.9% | 2.6% |

〈応援派遣局別内訳〉
東北：4班、関東：14班、
北陸：4班、東海：5班、
近畿：1班、九州：7班、
福岡：5班、沖縄：2班。

災害復旧事業の流れ【補助災】（公共土木施設の場合）



立会官の活動例

関東財務局

関東甲信越1都9県の平成30年災は比較的小規模

関東財務局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）の平成30年発生災害に係る査定立会件数は941件、災害復旧事業費は182億円であった。

災害原因別では、台風による災害が75億円、豪雨による災害が59億円と、大雨に起因する災害が全体の74%を占めた。

写真は住宅地における災害査定風景である。首都圏においては、災害件数は多くないものの河川の背後地が広大な住宅地となっていることから、早期の復旧が強く望まれる。

平成30年豪雨の査定立会



東海財務局

7月豪雨の被害が211億円と管内の70%を占める

東海財務局管内（岐阜・静岡・愛知・三重県）の平成30年災での災害復旧事業は、件数で1,731件、事業費300億円となった。災害復旧事業の事業費は、過去10年間で平成23年に次いで、2番目に大きな規模となった。

事業費を被災原因別にみると7月豪雨による被害が211億円と管内全体の70%を占めた。とくに岐阜県については、7月豪雨による被害が195億円と県全体の94%を占めている。

平成30年台風24号の査定立会



中国財務局

災害復旧事業費2,772億円で過去最大規模に

平成30年災の中国5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）で発生した災害にかかる災害復旧事業費は、件数で1万9,847件、事業費2,772億円と記録の残る昭和37年以降で過去最大の規模に達した。

災害原因別にみると「平成30年7月豪雨」が2,670億円で、全体の96.3%を占めており、次いで9月末の「台風24号」が72億円となっている。県別に災害原因をみると、岡山県、広島県、山口県では「平成30年7月豪雨」が9割以上を占めている。

平成30年7月豪雨の査定立会



四国 財務局

公共土木施設（公園）災害査定立会現場にて

写真は担当者から被災の状況、被災のメカニズム、復旧工法等について説明を受けるとともに、設計書、図面等で復旧内容を確認しながら、採択の適否について査定官、立会官、申請者の三者で協議・質疑応答を行っているところである。

現場は、背後の山が広範囲にわたって崩壊したことにより大量の土砂が公園敷地内に流入し、堆積するとともに元あった施設を押し流すなどしたため、敷地の境界や元あった施設の位置・材質・形状等を確認するのに時間を要した。

平成30年7月豪雨の査定立会



九州 財務局

平成28年熊本地震の災害復旧事業費3,580億円

平成28年4月14日午後9時26分と4月16日午前1時25分に熊本県熊本地方を震源とする最大震度7を記録した「平成28年熊本地震」は、熊本県のほか大分県などへも被害がおよび、復旧事業費は約13,000件、3,580億円にも上った。

熊本地震では、道路・河川等の公共土木施設のほか、医療施設、社会福祉施設等の建物被害も多く、災害立会には他財務局等から多数の応援を受けたほか、特に被害の大きかった都市公園（熊本城天守閣）、熊本市民病院の査定立会では、一級建築士の資格を持つ職員を立会官に発令し、査定に対応した。

平成28年熊本地震の査定立会



沖縄 総合事務局

災害復旧事業費1,760百万円、過去10年間で2番目の規模に

平成30年に沖縄県内で発生した災害に係る災害復旧事業費の査定立会結果は、件数で85件、事業費で17.6億円となった。過去10年間で箇所数は4番目、事業費は平成26年に次いで2番目に大きな規模となった。

事業費を災害原因別にみると台風による被害が16.8億円と全体の95.7%を占めており、とくに台風24号による被害が14億円と全体の79.5%を占めている。

平成30年台風6号の査定立会



[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [質問答弁情報](#) > [第009回国会 質問の一覧](#) >

衆議院議員梨木作次郎君提出災害復旧費予算をめぐる不正事件に関する質問に対する答弁書

昭和二十五年十二月二日受領

答弁第二二号

(質問の 二二)

内閣衆質第二二号
昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 [※\(注\)原喜重](#)[※\(注\)](#) 殿

衆議院議員梨木作次[※\(注\)](#)君提出災害復旧費予算をめぐる不正事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員梨木作次[※\(注\)](#)君提出災害復旧費予算をめぐる不正事件に関する質問に対する答弁書

- 一 1 石川県が、政府に申請した同橋のジーン台風による災害復旧費の全額
一千万円
- 2 申請年月日
昭和二十五年十月四日
- 3 政府のこれに対する査定額、決定年月日、災害原因等慎重調査の要があるので採決は保留してある。
- 4 調査に出張した者の氏名とその報告
建設技官 齊[※\(注\)](#)正男
建設事務官 澁谷一友

本橋は、指定府県道鶴来小松線中手取川に架設された三経間よりなる木造補剛構吊橋で、橋長二一・七米有効幅員四・五米のもので昭和九年の出水により流失し同十五年竣功したものである。ジーン台風により被害を受け一千万円の復旧費で国庫負担の検査を申請したものであるが、十一月十一日午前十時頃上流方の吊線が全部切断し又は緊結クリツプが飛び補剛構及び床構は墜落し現に下流方親線に全橋がぶら下つている状態である。本橋の落橋原因については種々議論もあるので慎重調査する必要もあるので採決は保留して来た。

二 石川県天狗橋損壊による往来妨害致死傷罪容疑事件の捜査進行状況について

十一月十一日石川県鶴来町警察署管内(自治体)に発生した標記事件については、同町公安委員会の要請に基いて国家地方警察石川県本部はこれに応援し捜査に当たっているが現在まで検挙取調べたものは

- 1 石川県土木部 道路課長 竹島 [※\(注\)](#)一(四五)
- 2 石川県金沢土木出張所長 島倉 武男(三九)
- 3 石川県金沢土木出張所 技師 今西 三[※\(注\)](#)(二七)
- 4 石川県金沢土木出張所 臨時雇 宮川 勉(二二)
- 5 同右 雇 山森 郁夫(二三)
- 6 同右 雇 松野 二[※\(注\)](#)(二一)
- 7 宮竹組 専務取締役 金山 岩松(四一)
- 8 同右 取締役 小林 淳(三二)
- 9 土木請負業 [※\(注\)](#)山 初三[※\(注\)](#)(五五)

の九名で、いづれも災害による国庫補助金をうる目的で共謀の上昭和二十五年十一月十一日石川県能美郡山上村字岩本と同県石川郡鶴来町地内の県道にまたがる天狗橋を損壊の上墜落させ死傷者十名を出した容疑によるもので、罪名は往来妨害致死傷罪である。その後小林淳は十一月十七日、今西三[※\(注\)](#)は十一月十八日、金山岩松、宮川勉、山森郁夫、松野二[※\(注\)](#)、島倉武男及び竹島[※\(注\)](#)一は十一月二十日それぞれ身柄と共に金沢地方検察庁に送致し、検事に引継ぎ[※\(注\)](#)山初三[※\(注\)](#)は十一月二十八日逮捕したもので現在鶴来町において取調中である。

なお宮川勉、松野二[※\(注\)](#)は十一月二十四日一応釈放され、金山岩松は十一月二十一日金沢地方検察庁において取調中発病したので釈放し、現在金沢医大に入院中であるが、その他の者は十一月二十八日逮捕した[※\(注\)](#)山初三[※\(注\)](#)を除いていづれも検事拘留となり現在取調続行中である。

三 災害復旧費査定の方針とその基準

災害復旧費査定の方針とその基準については、昭和二十五年法律第一八九号昭和二十五年における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律に準拠して執行している。

すなわち、災害の原因は、暴風、洪水、高潮、地震等の異様な天然現象により生じた災害を採択し査定は、原則として、原形に復旧する限度とし、但し、原形復旧が著しく困難又は不適当な場合は、これに代るべき必要な施設をなすうることとし、基準は一箇所の工費十五万円以上のものに限っている。

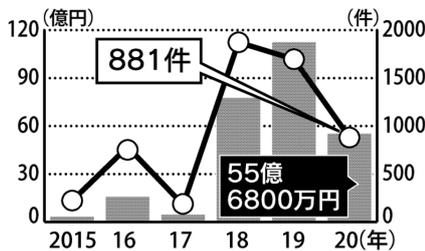
右答弁する。

7月豪雨復旧費55億円

県内06年以降4番目の規模

2020年の7月豪雨で被害に遭った道路や河川、農地を早期に元の状態に戻す佐賀県内の災害復旧事業費が55億6800万円（速

■佐賀県内の災害復旧事業費



報値・1月27日現在）に上ることが財務省福岡財務支局のまとめで分かった。公表を始めた06年以降、過去4番目の規模になった。

内訳は道路や河川などの公共施設が約30億円、農業関連が約15億円で、鹿島市、嬉野市、藤津郡太良町での被害が多く、約半数を占める見込み。

過去最高は、佐賀豪雨による被害が大きかった19年の112億8400万円。次いで西日本豪雨で農地被害が多かった18年が78億4

00万円、台風と秋雨前線豪雨で被災した06年が74億9千万円だった。災害復旧事業は暴風、洪水など自然災害が対象で、早期に復旧が開始できるように財務省が予算化している。費用の大部分を国が負担することで、県や市町は事実上、数%の財政負担で復旧工事ができる。

復旧工事に迅速に取り組むため、①県や市町の担当者②国交省や農水省の査定官③財務省の立会官の3者が現地に集い、復旧工

や事業費が適切かを確認する災害査定を実施する。県内では20年8月下旬から12月下旬にかけて査定があり、早いところでは10月下旬から着工している。

昨年11月に鹿島市の農業用水路などを対象にした災害査定で立会官を務めた財務省佐賀財務事務所藤田誠司所長は「被災者は大変な苦勞をされ、県や市町の担当職員も寸暇を惜しんで対応している。国としても早期復旧へ引き続き尽力したい」と話す。（大橋諒）

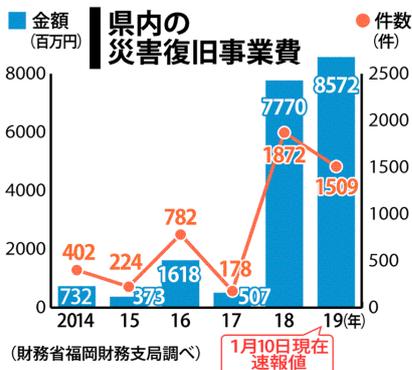


資料6

県内災害復旧費最高に

19年豪雨影響、85億円超

自然災害による道路や農地などの被害を早期に元の状態に戻す佐賀県内の災害復旧事業費は2019年、1509件、85億7200万円(速報値・10日現在)に上った。財務省福岡財務支局によると、公表を始めた06年以降、最高額になる。8月末の佐賀豪雨が影響したため、西日本豪雨で農地被害が多かった18年に続き、2年続けて最高額を更新した。



1月9日に実施した災害査定。県道の斜面などが崩落した現場を県、国交省、財務省の3者が確認し、工法や事業費を決めた。武雄市北方町大崎

18年は県内初の大雨特別の山間部でのり面崩落など、千円円となった。19年の佐賀豪雨は杵島郡大町町、武雄市を中心に道路など公共

土木施設の被害が多く、前年より件数は少ないが1件ごとの費用が大きいのが特徴という。災害復旧事業は暴風、洪水など自然被害が対象。早期に復旧が開始できるよう、財務省が予算化しており、県や市町は事実上、数パーセントの負担額で復旧工事ができる。迅速化のため、①申請する県や市町の施設管理者②復旧工法や事業費が適切かを判断する国交省、農水省などの査定官③予算を管理する財務省の立会官の3者が現地で話し合う災害査定を行い、その場で工法と事業費を決定する。

今月9日も、佐賀豪雨で被害を受けた武雄市北方町大崎の県道武雄―多久線、嬉野市塩田町久間の県道大木庭―武雄線などで災害査定を実施した。県道の斜面を3者間で丁寧に協議し、

大崎の県道武雄―多久線、嬉野市塩田町久間の県道大木庭―武雄線などで災害査定を実施した。県道の斜面を3者間で丁寧に協議し、

災害復旧事業は「原状復帰」が原則。災害査定では必要最小限の工法(費用)を3者間で丁寧に協議し、

直し部分などをすくずに再計算し、翌日にも3者で最終確定して工事に入る準備を整える。佐賀財務事務所の関係者は「今回のように災害が集中すると財務省も人手が足りず応援を要請するが、県や市町の担当者は寝る間も惜しんで作業している。それぞれが最善を尽くし、早期復旧を図っている」と話す。(樋渡光憲)



災害時における国有財産関係の対応（国有財産の無償貸付等）

福岡財務支局では、国有財産法第22条第1項第3号等の規定に基づき、災害発生時の応急措置の用に供する場合には、被災地の地方公共団体に対して、国有財産の無償での貸付けや使用許可を行う措置を講ずることとしています。

災害発生時においては、被災地域の地方公共団体に対して無償貸付等が可能な国有財産（国有地等）のリストを提供し、要望があった財産については速やかに貸付等を行うこととしていますので、詳細につきましては、最寄りの財務局・財務事務所・出張所にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

無償貸付できる場合

- 災害が発生した場合における応急措置に使用する場合
- 地震防災応急対策の実施の用に使用する場合
- 原子力災害の緊急事態応急対策の実施に使用する場合
- 武力攻撃事態等における緊急対処保護措置の実施に使用する場合

無償貸付を受けられる者

- 地方公共団体、水害予防組合、土地改良区

（注）地域住民の方、ボランティア団体などの方が国有財産を必要とする場合は、地方公共団体（災害対策本部など）を通じてご相談ください。